

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)
第1から第5まで (略)	第1から第5まで (略)
第6 建物等の調査	第6 建物等の調査
1から4 表6-4まで (略)	1から4 表6-4まで (略)
表6-5 (略)	表6-5 (略)
注1 (略)	注1 (略)
<p>注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書 別記1 1 石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>石綿要領</u>第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>石綿要領</u>第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 	<p>注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書 別記1 1 石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同要領</u>第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>同要領</u>第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用
表6-6 (略)	表6-6 (略)
表6-7 (略)	表6-7 (略)
注1 (略)	注1 (略)
<p>注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>石綿要領</u>第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>石綿要領</u>第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用 	<p>注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴取して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>同要領</u>第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用 ・ <u>同要領</u>第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-8から表6-10まで (略)

表6-11 構造計算を行う場合 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12から5まで (略)

6 工作物の調査

(1) 機械設備から表6-17まで (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-18から表6-21まで (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する

表6-8から表6-10まで (略)

表6-11 構造計算を行う場合 (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-12から5まで (略)

6 工作物の調査

(1) 機械設備から表6-17まで (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-18から表6-21まで (略)

注1 (略)

注2 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する

る費用

- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-22から表6-25まで (略)

注1から注3まで (略)

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・石綿要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26から第16まで (略)

第17 地盤変動影響調査等

[一] (略)

[二]費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-1により行うものとする

費用

- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-22から表6-25まで (略)

注1から注3まで (略)

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査(調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。)を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-26から第16まで (略)

第17 地盤変動影響調査等

[一] (略)

[二]費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等(以下「費用負担の内容等」という。)の説明を行うことをいい、次の各項目により行うものとする。

なお、この場合の歩掛は、受注者が2名以上の編成で行うことを前提としたものである。

1 打合せ協議

中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-1により行うものとする

る。

表17-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	-	技師 A	<u>0.60人</u>	
			技師 B	<u>0.60人</u>	
			技師 C	<u>0.60人</u>	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-2により行うものとする。

表17-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	-	主任技師	-	0.04	0.04人	
			技師 A	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09人</u>	
			技師 C	<u>0.05</u>	0.04	<u>0.09人</u>	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-3により行うものとする。

表17-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料	権利者	-	主任技師	-	0.04	0.04人	

る。

表17-2-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	業 務	-	技師 A	<u>0.50人</u>	
			技師 B	<u>0.50人</u>	
			技師 C	<u>0.50人</u>	

3 概況ヒアリング等

概況ヒアリング等は、概況ヒアリング等及び費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-2により行うものとする。

表17-2-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
概況 ヒアリング 等	権利者	-	主任技師	-	0.04	0.04人	
			技師 A	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10人</u>	
			技師 C	<u>0.06</u>	0.04	<u>0.10人</u>	

注1 技師A1名、技師C1名の2名編成で行うことを前提としたものである。ただし、概況ヒアリングには、主任技師が加わるものとする。

注2 直接人件費=単価×権利者数

4 説明資料の作成等

説明資料の作成等は、権利者ごとの処理の方針の検討、費用負担の内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-3により行うものとする。

表17-2-3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
説明資料	権利者	-	主任技師	-	0.04	0.04人	

の作成等			技師 A	—	<u>0.11</u>	<u>0.11人</u>
			技師 C	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>

注 直接人件費＝単価×権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-4により行うものとする。

表17-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>	
			技師 A	<u>1.45</u>	<u>0.10</u>	<u>1.55人</u>	
			技師 C	<u>1.45</u>	<u>0.36</u>	<u>1.81人</u>	

注 直接人件費＝単価×権利者数

(別表) (略)

の作成等			技師 A	—	<u>0.12</u>	<u>0.12人</u>
			技師 C	—	<u>0.24</u>	<u>0.24人</u>

注 直接人件費＝単価×権利者数

5 費用負担説明

費用負担説明は、費用負担の内容等の説明、記録簿の作成を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表17-2-4により行うものとする。

表17-2-4

種目	単位	規模	職種	外業	内業	計	備考
費用負担 説明	権利者	—	主任技師	—	0.08	0.08人	
			技師 A	<u>1.57</u>	<u>0.08</u>	<u>1.65人</u>	
			技師 C	<u>1.57</u>	<u>0.46</u>	<u>2.03人</u>	

注 直接人件費＝単価×権利者数

(別表) (略)